

平成27年度 補助方針(案)

公益財団法人 J K A

目 次

平成27年度 補助方針	1
1. 補助事業の基本方針	1
2. 補助方針の位置づけ	1
3. 補助事業の概要	2
4. 補助事業の補助率・上限金額	3
5. 補助事業の手続き	4
6. 補助の対象者	5
7. 補助の対象外となる者	5
8. 補助の対象となる経費	6
9. 申請方法	6
10. インターネット申請期間	6
11. 要望書類提出先及び問い合わせ先	6
12. 審査	7
13. 審査の基準	7
14. 採否の通知	7
15. 補助事業の実施期間	7
16. 補助事業である旨の表示	8
17. 補助事業の実施内容及び成果の公表	8
18. 補助事業の評価	8
19. 情報公開の実施	8
20. 説明会の実施	8
別添1 機械 補助の対象となる事業について	9
別添2 公益 補助の対象となる事業について	11
別添3 機械 補助事業の事業経費の基準	15
別添4 公益 補助事業の事業経費の基準	20
別添5 機械 公益 平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項	32

平成27年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成27年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程^{注1}・関連要領^{注2}に基づき実施されます。また、平成27年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械工業振興補助事業 の実施	公益事業振興補助事業 の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 ^{注1} ①-1 機振規程 ①-2 補助細則	関連規程 ^{注1} ②-1 公益規程 ②-2 補助細則
	補助方針	
	①-3 関連要領 ^{注2}	②-3 関連要領 ^{注2}

注1：関連規程とは、以下を指します。

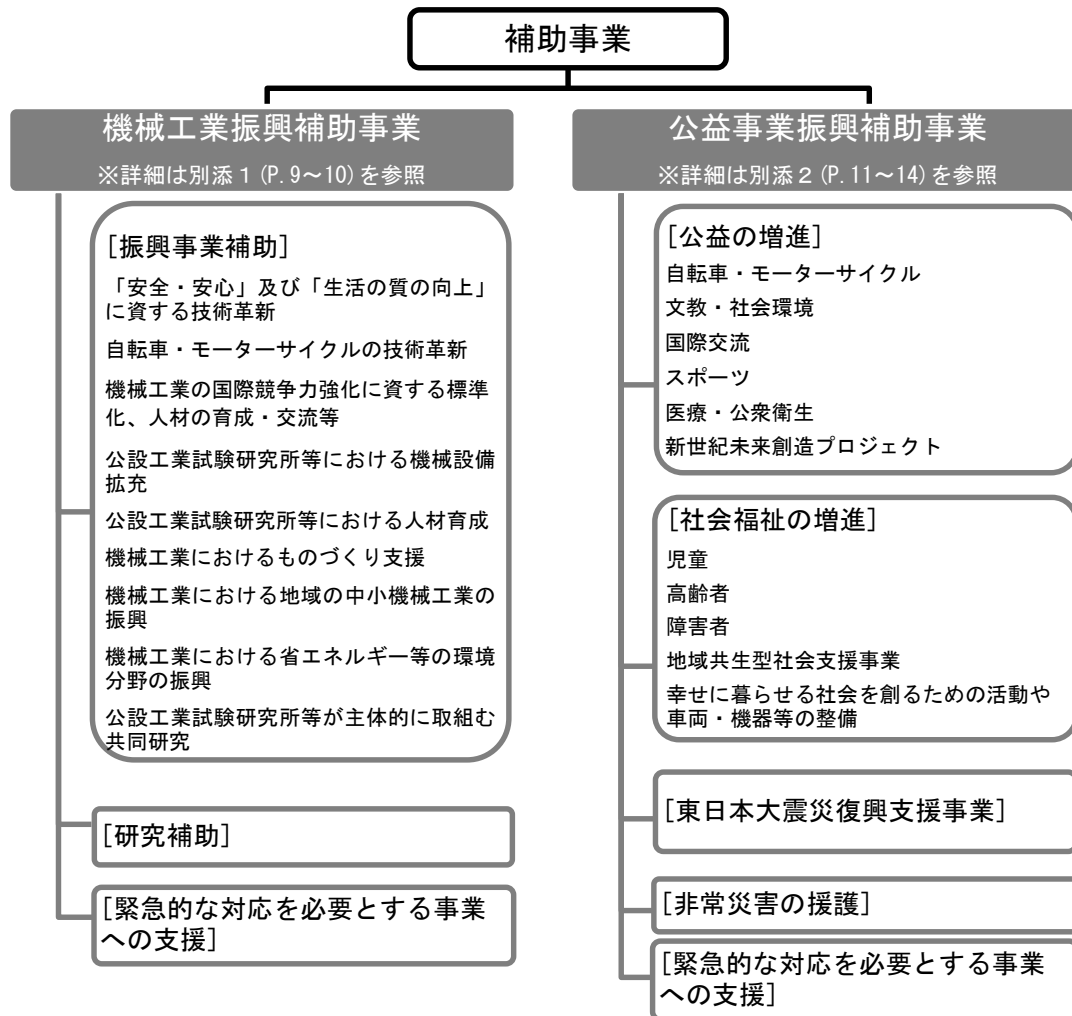
- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2：関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		※1 補助率	※2 上限金額	
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業	「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	3,000 万円	
			国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等における機械設備拡充※3	2/3		
		一般事業	ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取り組む共同研究※3	1/2	3,000 万円 100 万円	
			研究補助	個別研究	—※4	300 万円
		若手研究	—※4	100 万円		
	緊急的な対応を必要とする事業への支援				※5	※5,6
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業	自転車(強化指定選手遠征)	事業費	4/5
自転車・モーターサイクル 社会環境 国際交流				事業費	2/3	5,000 万円
				施設の建築※7		15,000 万円
				施設の補修※8		3,000 万円
一般事業		スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費	1/2	5,000 万円	
			施設の建築※7		5,000 万円	
			医療機器の整備		1,500 万円	
			検診車の整備		2,205 万円	
		新世紀未来創造プロジェクト		—※4	100 万円	
社会福祉の増進		児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費	3/4	5,000 万円	
			施設の建築※7		8,000 万円	
			福祉車両の整備		315 万円	
			福祉機器の整備		750 万円	
	施設の補修※9		3,000 万円			
	東日本大震災復興支援事業		—※4	300 万円		
	非常災害の援護		—※4	※6		
緊急的な対応を必要とする事業への支援				※10	※6,10	

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。

なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額※2」÷補助率）を超える事業についても要望できます。（右図参照）

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。（右図参照）

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）により異なります。

※3：公設工業試験研究所等が複数の種類の事業（機械設備拡充・人材育成・共同研究）を実施する場合、それぞれの上限金額に関わらず、事業の合計額が3,000万円を超えないものとします。

※4：自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※5：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

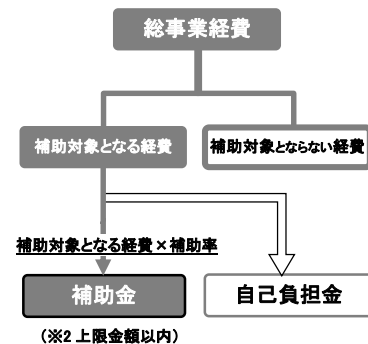
※6：平成27年度の予算で実施します。

※7：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8：更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

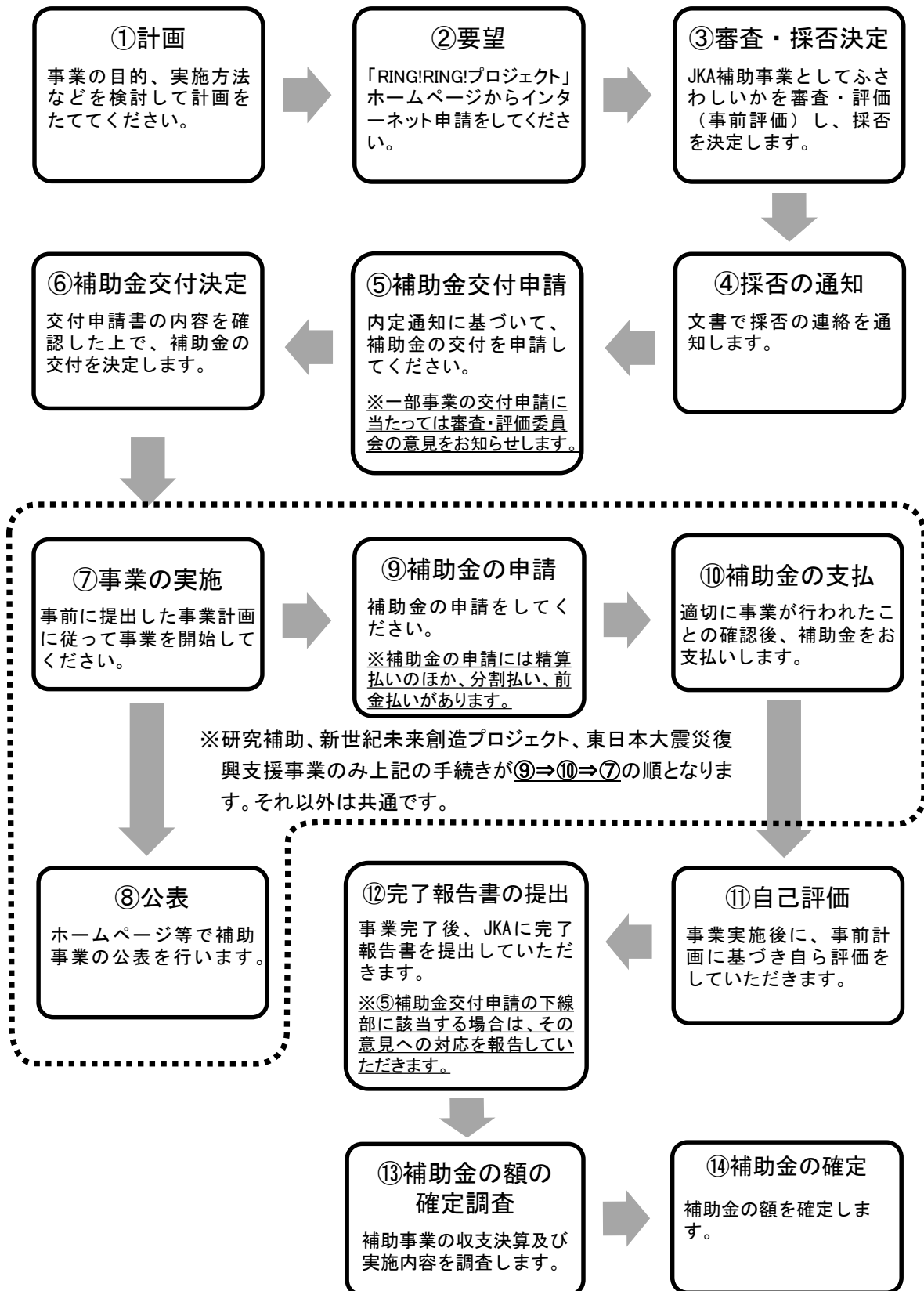
※9：社会福祉施設

※10：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。



6. 補助の対象者

(1) 機械工業振興補助事業

- ① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援
財団法人・社団法人^{※1}、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他
公共的な法人
- ② 研究補助
大学等研究機関^{※2}、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従
事する研究者^{※3}

(2) 公益事業振興補助事業

- ① 公益の増進、社会福祉の増進、東日本大震災復興支援事業^{※3,4}、緊急的な対応を
必要とする事業への支援
特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人^{※1}、社会福祉法人、更生
保護法人、商工会及び商工会議所
- ② 新世紀未来創造プロジェクト
国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ③ 非常災害の援護
上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を
実施する者
 - ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者
 - ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者

※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、
公益社団法人を指します。

※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等
専門学校が含まれます。

※3 申請者は研究者本人とし、申請に当たっては所属長の推薦が必要となります。
なお、東日本大震災復興支援事業に大学に所属する研究者（大学生・大学院
生は除く）が申請する場合も同様とします。

※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属す
る研究者（大学生・大学院生は除く）も対象となります。

7. 補助の対象外となる者

- (1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）
からの補助を受けている者
- (2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間（平成25、26年度）に本
財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル競技施設は除く）
- (3) 研究補助は、平成26年度複数年研究の補助を受けた者

8. 補助の対象となる経費

補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費

- (1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P. 15～19)をご参照ください。
- (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P. 20～31)をご参照ください。

9. 申請方法

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> における会員登録及びインターネット申請が必要となります。

※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。

なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

10. インターネット申請期間

補助事業により、インターネット申請期間が異なります。

- (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業

平成26年8月1日(金)～9月26日(金) 17時

※会員登録は9月25日(木) 17時までに完了してください。

9月25日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。(要望書類の必着期限 10月3日(金) 17時)

- (2) 研究補助

平成26年11月10日(月)～11月21日(金) 17時

※会員登録は11月20日(木) 17時までに完了してください。

11月20日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※なお、別途要望書類の郵送が必要となります。(要望書類の必着期限 11月28日(金) 17時)

- (3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援

平成27年度内において随時受付けております。

(注:ただし、平成27年度内に着手する必要があります。)

11. 要望書類提出先及び問い合わせ先

- (1) 要望書類提出先

〒102-8011

東京都千代田区六番町4番地6 (英全ビル)

公益財団法人JKA

競輪・オートレース振興事業本部 補助事業部

(2) 問い合わせ先

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

1 2. 審査

- (1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会（以下、「審査・評価委員会」という。）において審査し、補助事業の透明性を確保します。
- (2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。

1 3. 審査の基準

機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。

(1) 組織の審査

- ① 組織の適格性
- ② 組織の事業遂行力
- ③ 自己評価の体制

(2) 要件審査

- ① 補助対象事業との適合性
- ② 公益性の確保
- ③ 複数年度事業
- ④ 広報計画

(3) 事業審査

- ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性
- ② 事業目標の妥当性
- ③ 事業効果の妥当性
- ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性）
- ⑤ 事業の発展性

1 4. 採否の通知

- (1) 文書をもって、採否をお知らせします。
- (2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

1 5. 補助事業の実施期間

平成27年4月1日以降に事業を開始し、平成28年3月31日までに完了することを原則とします。

16. 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。

17. 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ（ブログ）、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。

※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。

18. 補助事業の評価

補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。

また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。

提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。

19. 情報公開の実施

補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。

20. 説明会の実施

- (1) 補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。
- (2) その他要望に関するお問い合わせについては、11.(2)のお問い合わせ先までご連絡ください。

補助の対象となる事業について

I. 振興事業補助

1. 重点事業

(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新

「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか、機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。

①機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業

②健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT 技術等を用いて、生活の質の向上に資する取組み

(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新

独創的な発想や新たな可能性を追求した次世代型自転車・モーターサイクルに関する事業

(3) 標準化の推進

国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。

①機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進

②標準化の推進に関連する人材の育成・交流等に関する事業

(4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等

地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。

①公設試における機械設備拡充事業

②公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

2. 一般事業

機械工業の振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。

(1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業

- ・ 先端技術の開発
- ・ 知的財産の創出
- ・ 付加価値の向上、新規事業の創出、等

(2) 機械工業における地域の中小機械工業の振興に資する事業

- ・ 事業基盤強化

- ・新規事業の展開、等
- (3) 機械工業における省エネルギー等の環境分野の振興
 - ・省エネルギーの推進
 - ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み
 - ・新エネルギーの開発
 - ・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、等
- (4) 公設試が主体的に取り組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取り組む共同研究）

II. 研究補助

機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。

1. 対象となる事業

機械工業の振興に資する研究

2. 研究補助の種類

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究（以下「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する若手研究者※による研究（以下「若手研究」という。）

※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記 I に該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添 5 の「平成 27 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P. 32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING! プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助の対象となる事業について

I. 公益の増進

1. 重点事業

(1) 自転車・モーターサイクル

競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。

- ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業
- ②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業
- ③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する事業
- ④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築
- ⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

(2) 社会環境

安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。

- ①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動
- ②地域社会の安全・安心に資する活動
- ③更生保護施設の建築
- ④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業

(3) 国際交流

グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。

2. 一般事業

(1) スポーツ

競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。

- ①国内スポーツ競技力向上のための事業
- ②全国的なスポーツ大会の開催
- ③国際相互理解の増進に資する事業
- ④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等

(2) 医療・公衆衛生

健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取り組みを支援します。

- ①健康や命を守る医療の活動
- ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）

③検診車の整備

(3) 文教・社会環境

伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会作りに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。

- ①親と子のふれあい交流活動
- ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動
- ③学術・文化の振興のための活動
- ④青少年の健やかな成長を育む活動
- ⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動
- ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動
- ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築
- ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会を創る活動、等

3. 新世紀未来創造プロジェクト

小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。

(1) 地域ふれあい交流活動

学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動

(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動

学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動

(3) 社会福祉活動

子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動

II. 社会福祉の増進

福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。

1. 児童

子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動

- (2) 虐待から子どもを守る施設の建築
- (3) 児童福祉施設の建築

2. 高齢者

日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。

- ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動

3. 障害者

障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、地域への移行に資する施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

- (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 障害者の地域活動のための施設の建築
- (3) 障害者のための施設の建築
- (4) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動
- (5) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築

4. 地域共生型社会支援事業

- ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動

5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設に必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。

- (1) 福祉車両の整備
- (2) 福祉機器の整備
- (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動
- (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動
- (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動
- (6) 子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動
- (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動
- (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

Ⅲ. 東日本大震災復興支援事業

被災者・被災地域において主体的に取り組む、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。

- (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動
- (2) 被災地域及び被災者受入地域における高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動
- (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）
- (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）
- (5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動
- (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動

Ⅳ. 非常災害の援護

今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。

また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。

- (1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業
- (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業

Ⅴ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P.32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円/回		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000 円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000 円/回	
	謝 金	講 師	50,000 円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	運送料	事業に直接必要な 発送経費 (郵送料 を含む)		・重量物の運送費も含む。	
	資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象 となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。	
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万 円未満の機器、備品及び資材が対象です。	
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料	
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字		
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額と します。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語 の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字 又は200ワード)	
		英語以外の外国語 の翻訳		5,400円/(400字 又は200ワード)	
	通訳料	通訳料		100,000円/日 50,000円/ 半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについて は、依頼する業務の内容及びその者の学識 経験等を勘案して本財団が査定する額とし ます。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
印刷費	報告書、研修会用 テキスト等			・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDF データを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であること が示されているもの限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)	
委託事業費	・アンケート調査 等の集計等 (請負契約) ・シンポジウムの 会場設営・運営等			当該事業に必要不可欠で、委託することの説明 を十分にできるもの限り対象とします。	
委託調査費	調査事業を外部に 委託する場合の経 費	事業項目毎の補 助対象経費総額 の50%未満			
コンピュータ費	プログラム開発等			当該事業に必要不可欠で、機種選定・業者選 定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。	

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時働役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

(2) 公設試における機械設備拡充事業

対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

別添 3

機械

(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	謝 金	講 師	50,000 円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	通訳料	通訳料	100,000 円/日 50,000 円/ 半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、研修会用 テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)

※ 次の経費は対象となりません。

○当該法人の役職員への「謝金」

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備 考
物件費	機器設備費	研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材	
事業費	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材	

II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (デ・イスカウトエコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
物件費	機器設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝 金	研究協力者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	運送料	事業に直接必要な 発送経費(郵送料を含む)		・重量物の運送費も含む。
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業(請負契約)等		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費	

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の人的費
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「振興事業補助」に準ずる。

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築（新築）

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費
(単価 5 万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要不可欠な経費

※ 以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

（注1） 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

（注2） ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※（建築工事見積総額—付帯設備工事費）÷延べ床面積＝1㎡当たりの単価

② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。

- ・設計監理費
- ・電気設備
- ・給排水衛生換気設備
- ・ガス設備
- ・浄化槽設備
- ・非常用照明設備
- ・自動火災報知機設備
- ・消火栓設備
- ・非常通報装置設備
- ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用

2. 付帯設備基準単価（新築）

施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。

付帯設備名	基準単価（上限）	備 考
暖冷房設備		
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の 9%	
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%	
・暖冷房設備の場合 ・暖冷房に床暖房併設の場合	建築基準単価の 13%	
エレベーター設備	4 停止 1 基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 小型（積載 200kg/3 人乗）の場合 1 基につき 2,000 千円	
合併処理槽設備	定員 1 人当たり 100 千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1 施設当たり 10,000 千円を限度とする
スプリンクラー設備		
1 m ² 当たりの基準単価	14,200 円	・設置面積のみを対象とする
1 m ² 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000 円	

3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）

○公益の増進関連

施設	基準面積 (m ²)	初度調弁費 (千円)
自転車・モーターサイクル		
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000 千円）		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
文教・社会環境					
(2) 更生保護施設 (上限金額 : 80,000 千円)					
更生保護施設	1 名当たり		27.7	1 名当たり	129
	収容人員が 23 名以下の施設に限り、収容人員 1 名につき 1 名当たり 5.5 を加算することができる。(20 名を限度とする)	1 名当たり	5.5 を加算		
	個室整備をする場合	1 室当たり	2.9 を加算		
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1 名当たり	4 を加算		
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1 名当たり	1 を加算		
更生保護施設職員宿舎	1 名当たり		19	-	
	1 世帯		47		
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員 20 名以下は 4 名、21 名以上は 10 名 (10 名未満は 10 名として取り扱う) 増すごとに 1 名加算。世帯数は 1 世帯に限る。					
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設 (上限金額 : 1 施設 50,000 千円)					

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
児 童					
(1) 虐待から子どもを守る施設 (上限金額 : 80,000 千円)					
児童養護施設	1 名当たり		25.9	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり	11.38 を加算		
	親子生活訓練室を整備する場合	1 施設	29.8 を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算		
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1 施設	80.3 を加算		
			112 を加算		
地域小規模児童養護施設	1 名当たり		25.9	1 名当たり	129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合	500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1 名当たり		30.7	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設	230 を加算		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)			初度調弁費 (千円)		
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—			1 施設当たり	1,000	
児童自立支援施設	1 名当たり		36.8	1 名当たり	129	
	通所部門を整備する場合	1 名当たり	14.6 を加算	通所部門を整備する場合	1 名当たり 108 を加算	
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 50,000 千円)						
母子生活支援施設	1 世帯		60.4	1 世帯	129	
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり	37.92 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり 112 を加算	
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり 44 を加算	
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり	9.4 を加算			
児童厚生施設	—			1 施設当たり	1,000	
知的障害児施設	1 名当たり		23.8	1 名当たり	129	
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1 施設	100 を加算			
児童発達支援センター						
旧知的障害児通園施設	1 名当たり		13.9	1 名当たり	109	
旧難聴幼児通園施設	1 名当たり		8.9	1 名当たり	109	
旧肢体不自由児通園施設	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109	
旧重症心身障害児通園施設 A 型	1 名当たり		14.6	1 名当たり	108	
医療型児童発達支援センター						
旧肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100 名以下の場合		1 名当たり	1 名当たり	129	
	収容人員が 101 名以上の場合		超えた人数分 1 名当たり			19.7
旧肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109	
盲・ろうあ児施設	1 名当たり		23.9	1 名当たり	129	
重症心身障害児施設	100 名以下の場合		1 名当たり	1 名当たり	129	
	収容人員が 101 名以上の場合		超えた人数分 1 名当たり			19.7
自閉症児施設	1 名当たり		第 1 種	27.9	1 名当たり	129
			第 2 種	24.4		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合 (第 2 種)	1 施設	100 を加算			

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)	
児童家庭支援センター	1 施設	84.4	—	
ショートステイ施設	1 名当たり	11	1 名当たり	118
児童自立援助ホーム	1 名当たり	23.3	1 名当たり	129
自立訓練棟	—		1 施設当たり	1,000

障 害 者				
(1) 障害者の地域活動のための施設 (上限金額 : 50,000 千円)				
障害者地域活動拠点施設	1 施設	300	1 施設当たり	1,000
(2) 障害者のための施設 (上限金額 : 50,000 千円ただし、作業所は 24,000 千円)				
障害者グループホーム	1 名当たり (1 棟当たり 2 名以上 10 名以内)	23.3	1 名当たり	129
障害者福祉ホーム	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
作業所	—		1 施設当たり	1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設 (上限金額 : 50,000 千円)				

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の 2 点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な十分な施設であること。

(2) (1) に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

4. 施設の補修基準 (対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	30,000 千円
	付属建物：屋根、外壁からの漏水の補修	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設 (ロードレースコース、MTB 用コース及び BMX 用コース) の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修	
	・訓練施設 (付属建物含む) 及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修	
	・上記施設で必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として 15 年以上 (自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。) を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
 - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
 - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費については対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円/回	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000 円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000 円/回	
	謝 金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000 円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		看護師	12,000 円/日 6,000 円/ 半日 (4 時間まで)	当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日 (4 時間まで)	・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日 4,500 円/ 半日 (4 時間まで)	博士の学位を有する者（又は、博士課程修了者）、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日 (4 時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大 200 日が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。	

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。	
	機材・備品借上料	同上			
	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営、大会設営に係わる経費		・自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	
	運送料	事業に直接必要な発送経費 (郵送料を含む)		重量物 (自転車、楽器、スポーツ用具、絵画) の運送料も含む。	
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費			
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字		
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字又は200ワード)	
		英語以外の外国語の翻訳		5,400円/(400字又は200ワード)	
通訳料	通訳料		100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。	
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む			・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	
消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費				

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
事業費	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工のための経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費については対象となりません。
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	参加費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※ 「自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業のうち、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業」については、上記表にある『経費の種類（節）』のうち『旅費』『航空賃』『謝金』『車両借上料』『運送料』『通訳料』のみ対象となります。

2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。（ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「委託調査費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。）
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上30,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

Ⅳ. 検診車の整備

種 類		基準単価（千円）	備 考
検診車	胃胸部併用×線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部×線デジタル検診車	40,950	
	胸部×線デジタル検診車（高圧）	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用×線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

Ⅴ. 福祉車両の整備

（1）対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両（介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。）
- ③ 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人

（2）対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJKA指定の補助標識^(注1)の表示に係わる経費^(注2)

（注1）補助車両にはJKAが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

（注2）自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象外とします。

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価（千円）
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下（軽）	3,900
			661～2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下（軽）	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス (cc)	基準単価 (千円)
移送車 2	車いす仕様 (スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下 (軽)	1, 500
			661~1500	1, 800
			1501~2000	2, 500
			2001~3000	3, 300
移送車 3	車いす仕様 (リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下 (軽)	1, 500
			661~1500	1, 600
			1501~2000	2, 300
			2001~3000	3, 000
移送車 4	送迎用の乗用車で、乗車定員 7 人以上、10 人以下の車両 (ワゴンタイプに限る)		1400~2000	1, 700
			2001~3000	2, 300

VI. 福祉機器の整備

(1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器 (介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器

- ① リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000 千円以上 10,000 千円以下であること
- ② 介護機器 (介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等) は当該事業に必要不可欠で、合計 1,000 千円以上 2,000 千円以下であること

(2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

VII. 東日本大震災復興支援事業

震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とする。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
旅 費	旅 費	運賃 国内航空賃 (普通席) ガソリン代 高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎 が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象 となりません。	
		宿泊料	8,000 円/泊		
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の 建築(プレハブ又は現 地の木材等を活用し た施設)		・建物の機能に必要な不可欠な費用 を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含み ません。	
	物品購入費	事業に直接必要な物 品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び 資材	
事業費	A. 専門業務 謝金	専門家(コーディネー タ、カウンセラー、看 護、介助、通訳、経営 コンサルティング等)	12,000 円/日 6,000 円/ 半日(4 時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・ 調整)、カウンセラー等の専門家 を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対 象となりません。	
	B. 事務局スタ ッフ人件費		9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4 時間まで)	・被災地及び被災者受入地域での 活動に直接関わる事務局スタッ フ人件費を対象とします。 ・補助金総額の 50%以内であるこ と。	
	C. 臨時傭役費	アルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4 時間まで)	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員、派遣社員につ いては対象となりません。	
	上記 A+B+C の合計額が補助金総額の 70%以内であること。				
	借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりま せん。
		車両借上料 機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業 に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路 料金、一時的な駐車場代
	運送料	事業に直接必要な発送 経費(郵送料を含む)			・重量物の運送費も含む。
	印刷費	報告書、研修会用ハン ドブック等			現地での活動報告書作成経費。復 興活動に関する研修会用ハンドブ ック作成経費。(コピー代は対象 となりません。)
	保険料			720 円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険 料。
	消耗什器 備品費				復興活動に直接必要な備品に係る 経費。(作業着等衣料品・生活用 品、事務用品、材料費等を含む。)
委託事業費	アンケート調査、デー タ集計、ホームページ 作成、イベントの運営 等を外部に委託する 経費			補助金総額の 50%以内とする。	

※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。

VIII. 非常災害の援護

(1) 対象となる法人

- ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人
- ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人

(2) 対象となる事業

法人が主体的に取り組む、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業

IX. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。

平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」 審査要項

1. 選定基準

公益財団法人JK A（以下「本財団」という。）が行う平成27年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。

なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。

- (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。
- (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。
- (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。
- (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。
- (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。

2. 事業期間

平成28年3月31日までに完了すること。

3. 応募要件

(1) 要望書類

- ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと）
- ② 事前計画・自己評価書
- ③ 補助事業の概要
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業経費比較表
- ⑥ その他

(2) 要望書の提出等

要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成27年4月1日以降随時受付とする。

4. その他

申請その他の事項については補助方針による。

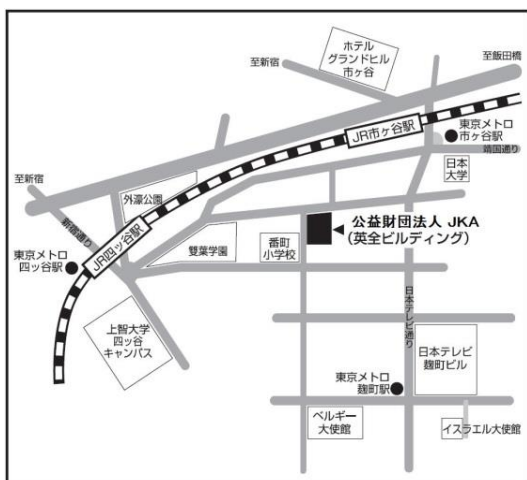
5. 適用

平成27年4月1日から適用する。



公益財団法人 JKA

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル)



ホームページアドレス

無限の夢へ、走りだそう。

RING!RING!

プロジェクト

<http://ringring-keirin.jp>



日本が生んだ世界のスポーツ

KEIRIN

